

禁煙治療補助(上限 **1万円**) について

当健康保険組合では、平成 30 年度より、健康づくりの推進を目指す支援の一環として、「保険適用となる禁煙治療^{※1}」にかかる治療費の補助を実施しております。

「禁煙治療」は、医師の指示、治療薬の処方により禁煙を行う外来治療で、自力での禁煙に比べ 2~3 倍禁煙しやすいとの報告があります。長く愛煙しているとタバコを止めることは大変なことだと思いますが、2 次喫煙・3 次喫煙による健康被害も明らかになってきている今、ご自分の健康だけでなく、ご家族やまわりの人のためにも、禁煙治療にチャレンジしてみませんか。

※1 禁煙外来治療の「保険適用条件」は、次の 4 項目

但し、平成 28 年 4 月から『35 歳未満の方』は、条件③の要件は不要になりました。

- ①患者自らが禁煙を望んでいる
- ②ニコチン依存症診断用のスクリーニング（TDS）の結果が 5 点以上（ニコチン依存症）
- ③プリンクマン指数（1 日の喫煙本数×喫煙年数）が 200 以上
- ④禁煙治療について説明を受け、その禁煙治療を受けることを文章により同意

…詳細はネットで「禁煙治療」と検索ください。



禁煙治療を利用することのメリット

①比較的楽にやめられる



②より確実にやめられる

禁煙の可能性が
自力に比べて**3~4倍アップ**

(Kasza KA, et al: Addiction. 108: 193-202, 2013)

③あまりお金をかけずにやめられる

保険による禁煙治療とタバコ代の比較（いずれも12週分の費用）

ニコチンパッチ（貼り薬）

13,080円



バレニクリン（のみ薬）

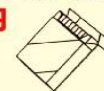
19,660円



VS

タバコ代（1箱430円、1日1箱）

36,120円



(注1) 保険による禁煙治療の自己負担は3割として計算

(注2) ニコチンパッチは8週間、バレニクリンは12週間の標準使用期間として費用を算出

(禁煙治療のための標準手順書 第6版、2014)



改正健康増進法により「望まない受動喫煙の防止」を図るため、職場においても適切な措置を講ずるよう求められています。

◆禁煙治療補助の概要

補助の対象	・現役で在職している被保険者（任継・家族は除く） ・参加の意思を表明し、禁煙外来が終了した方
補助額	禁煙外来が終了した方に限り、10,000 円支給 但し、自己負担が 10,000 円未満の場合はその額
エントリー期限	通年

・治療費は保険適用により、医療費の 3 割（約 13,000 円～20,000 円、治療期間・薬により異なる）が自己負担になります。

1 万円補助により、実質 3,000～10,000 円で治療が受けられます。

◆申込から支払いまでの流れ

- ① 当健保所定申請書「[エントリーシート（原本）](#)」を健保組合に提出
または Forms「[禁煙治療補助_エントリーフォーム](#)」より申請

②治療が完了(開始後約 3 ヶ月)した時に、

[禁煙治療結果報告書](#)

[補助金申請書](#)

医療機関へ支払った自己負担分の領収書のコピー（原本不可） を添付し、健保組合に提出。

※「禁煙治療に要した費用」と分かる文言が記載されていること。

明記のない場合は「禁煙治療代」と追記し、追記部に医療機関の押印があること。

- ご不明な点は各事業所担当者へご相談ください
- 補助金のご指定の銀行口座に振り込み予定
- 補助金は在職中に禁煙治療を終了した 1 回のみが対象です。
（過去に健康保険等で禁煙治療を受けたことのある方の場合、
前回の治療の初回診察日から 1 年経過しない場合は、自由診療となります）
- 禁煙活動の状況は、会社と共有いたします